

放射線量の詳細測定を実施します。

富士ヶ丘地区において放射線量が確認されたため、北茨城市除染実施計画（平成24年4月策定）で除染の対象区域に指定されています。健康に影響を及ぼすことはないと思われていますが、1年間の積算線量が1ミリシーベルトを超えない平均空間線量（毎時0.23マイクロシーベルト）を目指し、除染が必要な箇所を特定するために詳細測定を行います。

- ◇実施期間 平成25年1月中旬～
- ◇実施内容 宅地、道路、農地等の放射線空間線量率の測定
- ◇実施主体 北茨城市
- ◇測定業者 株式会社パスコ、日本総研株式会社

放射線量測定作業にあたり、測定業者が地区内の道路のほか、皆様の宅地、農地、生活圏に接している森林等にも測定のために立ち入らせていただきます。

宅地の測定の際にはお声かけをして測定を行いますが、ご不在の場合でも測定のために立ち入らせていただくことになります。また、農地、森林等、普段は人がいないところについては、所有者の方に事前に連絡することなく測定作業をさせていただきますのでご了承ください。

測定に立ち会いたい方、立ち入りは困るという方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。



< 問い合わせ先 >

北茨城市 企画政策課 復興推進室

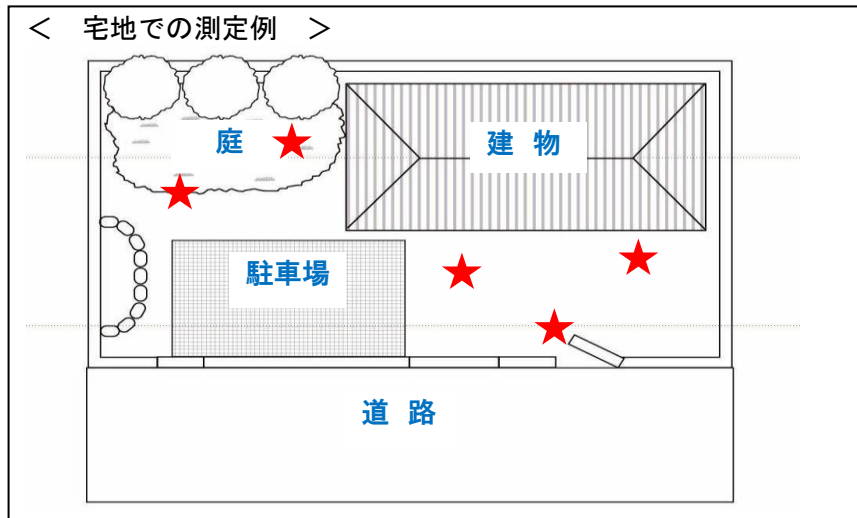
担当；松本、酒井、小川

TEL0239-43-1111 内線 235,236

E-mail；fukkou@city.kitaibaraki.lg.jp

【 測定のかた 】

- <宅地>・・・人が滞在する時間が比較的多い場所を5ヶ所程度選んで、地上1mの空間線量を測定します（下図の★の地点）。
その他、雨樋の下やくぼみなどの放射性物質が溜まりやすい場所（マイクロホットスポット）の汚染状況も確認します。

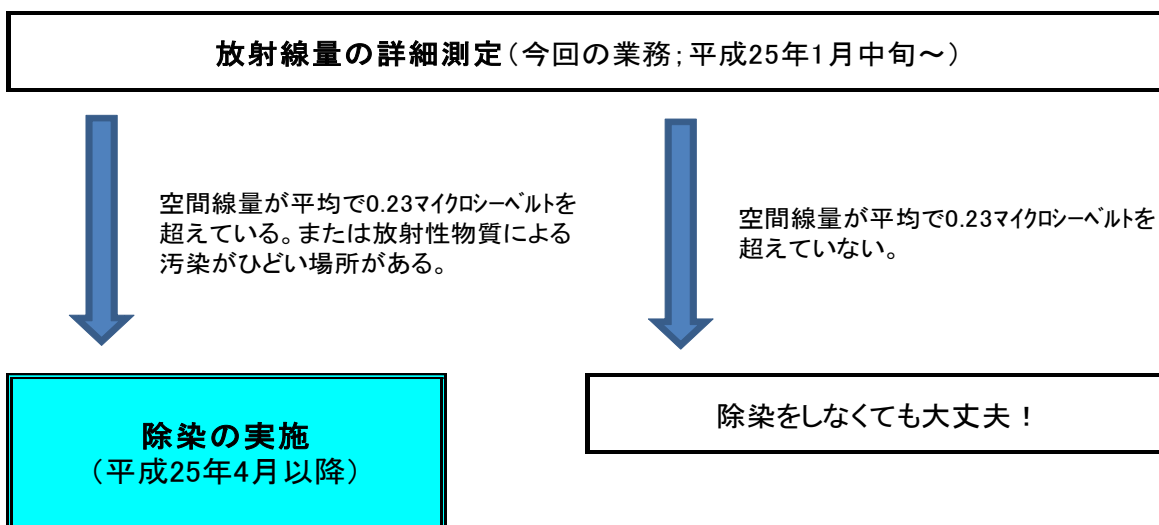


- <道路>・・・歩道の中央付近を10m程度の間隔で、地上1mの空間線量を測定します。その他、側溝や路肩の汚染状況を確認します。
- <農地>・・・10m程度の格子状に等間隔の地点で、地上1mの空間線量と表面の汚染状況を確認します。

★ 宅地の測定結果はすべて通知いたします。農地、森林等その他の地目の結果についてはご希望があればお知らせしますのでお問い合わせください。

【 詳細測定後の流れ 】

今回の測定結果の平均が0.23マイクロシーベルトを超えた場合は今後除染を行います。



《除染方法》

- ・宅地・・・雨樋清掃、汚泥の除去等
- ・道路・・・除草、側溝の汚泥除去等
- ・農地・・・鋤込み、農道の除草、水路清掃等

※除染作業を実施する場合は、作業内容や作業箇所などについて事前にご連絡します。